

自治基本条例の制定について

問 地方分権が進展して

いく中で、自主自立の街づくりが求められており、自治体運営の憲法ともいふべき「自治基本条例」を制定する動きが広がりをみせている。これからの自治体は、わが町はいかにあるべきかとする基本条例の制定によって位置付けられるものと考えられる。特に本町においては忠類村との合併により新制幕別町が誕生するが、地域によってまちまちな町づくりへの意識の統一を図る意味合いからも自治基本条例は不可欠な要素であると考えられる。

条例制定の必要性について、町長の取り組み姿勢について伺う。

町長 平成12年に幕別町まちづくり町民参加条例を制定し、また、昨年からは協働の町づくり支援事業に取り組みまちづくりへの住民の参加を積極的に進めてきた。自治基本条例はまちづくりに関する多くの事項を総合的に規定しているものであるのに対し、本町の

まちづくり町民参加条例は、

特定の行政活動への住民参加を規定する単独理念型、あるいは、特定対象型と言われるものである。合併後

高齢者の後見支援制度創設について

問 自分が一人で暮らして

いて高齢になったとき、あるいは入院したとき、あるいは入院したときのことを想定したとき、不安になるのは有価証券や不動産の権利書などの財産の保全をどうするか、公共料金や医療費の支払いのための預貯金の引き出しをどうするかといったことである。何らかの支援制度が必要と思うが、行政が直接こうしたサービスをを行うことは困難と思う。

社会福祉協議会と協議をし、実施する方向で検討を進める考えはないか伺う。

町長 誰もが年を重ねるにつれ、身体能力や判断能力が低下することは避けられない。特に一人暮らしの

の新町において、まちづくりや日常生活への住民の意識

の統一を図るためには自治基本条例の制定も有効と考える。今後十分時間をかけ、先進地の事例など情報収集に努め対応したい。

高齢者にとって財産の管理を考

とるとき、非常に心配なことである。支援制度として、北海道社会福祉協議会の地域生活支援センターが実施する「地域福祉権利擁護事業」は重要書類の管理や日常の金銭管理、各種福祉サービスの利用申請の代行などを行う生活支援員を派遣しており、本町では、

幕別町社会福祉協議会が窓口となっている。また、判断能力が特に衰えた高齢者に対して、本人の権利や財産を守る成年後見人制度を適用することで、法律面や生活面での支援を行うことができ、この制度は、保健福祉センターが窓口になっている。今後も、これら各種制度が有効に活

用されるよう、制度の周知と情報提供に努めたい。

高齢者の虐待について

問 近年、お年寄りが施

設の職員や家族から暴力を受ける高齢者虐待が問題となっているが、高齢者虐待の要因はさまざま、解決は簡単ではない。民間事業者任せずに、自治体の責任ある取組みが問われているが、どのような課題があり、対策を考えているか伺う。

町長 施設入所者については、施設の管理基準及び監督権は、北海道が管轄していることから十勝保健福祉事務所と連携し対応している。町としては、介護保険施設入所者については、介護保険の認定調査を定期的に実施し、施設職員との連携を密にし把握に努めている。

また、施設及び在宅サービス事業者の担当者で組織する幕別町地域ケア推進会議の中でも研修や情報交換を通し、把握に努めている。在宅高齢者については、

介護保険認定者全員を対象に実施している調査訪問の際に、本人や家族から在宅状況の聞き取りを行っている。

また、在宅介護支援センターなどをはじめ幅広く相談窓口を設置し、対応している。

課題と対策については、施設入所者の場合、「施設でお世話になっている」というような遠慮の意識がなかなか訴えにつながらないという実態もあると思う。

専門機関や第三者の評価機関の設置、職員の資質向上のための外部研修会の必要性など課題として考えられる。

高齢者の虐待防止には様々な課題があるが、十勝保健福祉事務所や、施設及び在宅サービス事業者と連絡を密にし、実態把握に努め、相談体制や、指導機能の充実を図っていきたい。

「いなほ公園」の整備について

問

幕別町には58の街区公園や近隣公園、緑地を含め84の都市公園がある。

その中で唯一の地区公園であるいなほ公園は、その名称のとおり、以前は水田地域であったので、公園内にも地域の人々の協力により稲作が行われていたが、現在は中止されており、隣接する自然池も、立ち入り禁止の看板が有り、大変危険な状態になっている。整備の必要があると思うがどうか。

また、いなほ公園は4・64ヘクタールの広い公園で、町外の人々が団体で利用することも多く利用者は多いようだが、公園内には日陰が少なく、また、座つて憩うことのできるような施設も少ない。

地区公園は、主として徒歩圏内の居住する者の利用に供することを目的とし地域の人々が、容易に利用することができる範囲内に配置すること。

幕別町緑の基本計画にある、町外の人々の利用も良

いが、もっと地域の高齢者から子どもまで、多くの人々が利用しやすい公園として、整備すべきだという要望が、特に地域の高齢者の人々からある。

札内北公園のようにはいかないまでも、地域の人々が、多少ゆつくりと憩えるような空間として整備すべきだと思うがどうか。

町長

いなほ公園は、平成6年度より平成12年度までの6年間にわたり、都市計画地区公園として整備を行ってきた。子どもたちが水に親しめるような遊水地・遊水路・遊具・トイレを設置した物見台のほか、芝生公園や、自然池などが整備され、町内外より多くの方々に利用されている。

自然池の整備については整備当初、この地区が十勝の水田発祥の地であったことから、自然池に隣接し水田を造成し、地域公区の協力を得ながら、子ども会での稲作体験の場として利用してきたが、現在は利用されていない状況にあり、今

後は、自然池と一体的に水芭蕉、シヨウブなどを植栽し、憩いの場となるように整備したい。

利用しやすい公園整備として日陰や休息ベンチの整備ですが、公園施設には開放的空間や団体的利用時のための広々とした芝生広場など、多目的に利用が可能な施設づくりが大切だと考え整備がされてきた。

日陰については、整備後、年数もまだ浅いことから、今は木の成長とともに木陰もできるものと考えている。

施設各所に休息所、ベンチを配置しており、遊水路もベンチ代わりに座れる工夫をして整備した経緯もあり、現在のところ大規模な改修計画の考えはないが、利用者の皆さんの声も聞きながら意を用いたい。



いなほ公園

※一般質問の質問内容及び答弁内容は要約してあります。

明野ヶ丘公園、 利用状況と再開発について

問 明野ヶ丘公園は開基80年記念事業として、

当時、諏訪山といわれているところの一部を取得、町民の記念植樹など、記念林公園とする計画で造成、のちに明野ヶ丘公園となつて

いる、町の南東に位置し総合的な利用と住民参加の緑化運動による協働の森づく

りを目的に工事が進められてきた。昭和52年に着工、平成2年ロックガーデンの整備を最後に35ヘクタールに及び工事が完了。スキー場をはじめパークゴルフ場、サークルサーキット、トリムコーナー、モトクロスコースなどがある。平成8年開基100年記念事業のシンボル施設として「ピ・ラリ」という巨大造形が姿を現し公園全体が完成している。完成から約9年、時代の変化と生活の多様化によって新たな利用活用が求められている。そこで次のことを伺う。

① スキー場、パークゴルフ場以外の施設の年間の利用

者数は。

② 施設の維持管理は充分に行われているのか。

③ 公園全体の空き地の利用と新たな再開発について。

④ シンボル施設の「ピ・ラリ」の活用と公園全体の宣伝活動、何を持って住民に伝えていくのか。

⑤ 多額な資金と長年の歳月を掛けて完成している公園、キャンプ場施設を作ることや、全体に花を植栽して四季を通して楽しめる憩いの場としての再開発を考えては。

町長 ① 町内の全ての公園におきまして、占有または一部使用の場合には、申請が必要となるが、これらを除いては、利用人数の把握は非常に難しく困難であることから、本公園のみならず、全ての公園の利用者数の把握はしていない。

② パークゴルフ場の部分とその他の区域全体を二つの工区に分け、年間の草刈、清掃など業務委託により管理している。

③ これまで、エゾヤマ桜、エゾムラサキつつじ、エゾヤマつつじ、レンゲつつじなど、花の咲く樹木を中心に植栽に努めてきた。しかし、公園一体の土質が粘質系れき質土ということで育成が非常に難しく、さらには、維持管理に多額の費用を要することから、芝生への植生を變更した経緯もあり、現在も花などの育成は大変難しいと判断している。

④ 町勢要覧、町ホームページでの紹介のほか、町広報紙において数年おきに主な公園を紹介するなど周知を図っているところであり、幕別町観光物産協会の観光パンフレットあるいはホームページ、さらに十勝観光連盟の観光パンフレットにおいて、「ピ・ラリ」を紹介している。

また、活用については、平成8年にオープンニングセレモニー及びコンサートを実施して以降、平成11年には、

町内の方が結婚式を行い、平成12年の元旦には初日の出コンサートを実施した。最近では、サマーナイトフェスティバルや十勝毎日新聞社主催の花火大会の観覧の場として多くの町民の皆さんの利用があるときいている。

⑤ 花を植えて花園を造るということは、管理の面からいうと非常にお金を要し、手間がかかる。一番楽なのは芝生である。花の場合は、例えば、社内にはフラワーガーデンと名をつけて花壇の整備をし

ているところもある。依田公園は、いつのまにか桜の名所として、桜がかなり落ち着いて評価を得るようになった。そういう意味では、明野ヶ丘公園は何もないが、できる限りそういう方向に向かつていくということは大切である。せつかくの公園であるから、大いに喜んでいただけるよう利用していただくのが何よりだと思うが、現実の財政状況の中で、花壇にするには財政的に難しいが、これからも意

は。

春先は遊具点検のほか、枯れ枝の収集を行い、シーズン中は適時、巡回を行い安全に利用できるよう万全を期している。

③ これまで、エゾヤマ桜、エゾムラサキつつじ、エゾヤマつつじ、レンゲつつじなど、花の咲く樹木を中心に植栽に努めてきた。しかし、公園一体の土質が粘質系れき質土ということで育成が非常に難しく、さらには、維持管理に多額の費用を要することから、芝生への植生を變更した経緯もあり、現在も花などの育成は大変難しいと判断している。

④ 町勢要覧、町ホームページでの紹介のほか、町広報紙において数年おきに主な公園を紹介するなど周知を図っているところであり、幕別町観光物産協会の観光パンフレットあるいはホームページ、さらに十勝観光連盟の観光パンフレットにおいて、「ピ・ラリ」を紹介している。

また、活用については、平成8年にオープンニングセレモニー及びコンサートを実施して以降、平成11年には、

町内の方が結婚式を行い、平成12年の元旦には初日の出コンサートを実施した。最近では、サマーナイトフェスティバルや十勝毎日新聞社主催の花火大会の観覧の場として多くの町民の皆さんの利用があるときいている。

⑤ 花を植えて花園を造るということは、管理の面からいうと非常にお金を要し、手間がかかる。一番楽なのは芝生である。花の場合は、例えば、社内にはフラワーガーデンと名をつけて花壇の整備をし

ているところもある。依田公園は、いつのまにか桜の名所として、桜がかなり落ち着いて評価を得るようになった。そういう意味では、明野ヶ丘公園は何もないが、できる限りそういう方向に向かつていくということは大切である。せつかくの公園であるから、大いに喜んでいただけるよう利用していただくのが何よりだと思うが、現実の財政状況の中で、花壇にするには財政的に難しいが、これからも意

は。

は。

は。

は。

は。

は。

は。

は。

は。



明野ヶ丘公園「ピ・ラリ」

ゴミの有料化開始から 約一年が経過したが

問 ごみ有料化開始から
ほぼ1年が経過した

が、いわば「試行期間」が
終了しつつあるものと受け
止めている。逼迫した町財
政と受益者負担の問題が複
雑に交錯した中で、町の行
財政改革を推進する上で必
要性の議論を重ねた結果、
私自身苦渋の選択をしたと
考えている。そこで、有料
化前と比べ、ごみの減量の
程度及び町財政への影響額
について説明を求めると同
時に、例えば指定ごみ袋の
材質・種類や負担のあり方
等の定期的な見直しについ
て町長の見解を伺う。また、
町内で多発している「不法
投棄」対策についても見解
を伺う。

町長 有料化後の平成16
年年度下半期と前年度の下
半期を比較すると、「燃や
せるゴミ」が35・8%の減、
「燃やせないゴミ」が61・
1%の減、「資源ゴミ」が
10・6%の増となっている。
「総量」では、30・8%の
減で一人一日当たり499

グラムのごみを排出してい
る。
有料化後の平成16年年度
下半期と前年度の下半期を
比較すると、十勝環境複合
事務組合への負担金が60
0万円程度の減、指定ゴミ
袋の手数料収入が4、57
0万円の増、指定ごみ袋購
入費や指定ごみ袋取扱手
料など、有料化に伴う経費
約870万円を差し引くと、
約3、600万円の増とな
り、負担金分とあわせると、
約4、300万円の財政効
果があったと考える。
無分別対策と収集作業の
効率化、カラス対策などで、
本年9月より、指定ごみ袋
を無色透明から色付の半透
明の袋に変更することとし
た。
色は、「燃やせるごみ袋」
を黄色、「燃やせないごみ袋」
が若草色とした。
また、ごみ袋の厚さも、
若干厚くした。
今後、定期的な実績を
検証し、見直すところは見
直したい。

不法投棄については、ご
み収集有料化が直接起因し
ているか判断がつかないが、
最終的には、住民個々のモ
ラルの問題であると考えて
いる。
本年5月、6月に町職員
により、不法投棄ごみ収集
を行い、2トン車に11台分
のごみを収集し、そのうち、
投棄者が特定できた6件に

ついては、警察へ通報した。
今後、不法投棄対策と
して、調査、パトロール、
看板や広報による啓発、警
察との連携により対策を強
化し他の自治体の対策を参
考にし、さらに有効な対策
を講じ美しく快適な生活環
境をつくりたい。

2007年問題について

問 国内では、数百万人
いるともいわれる団
塊の世代が一齐に退職を迎
える時期として2007年
問題が話題を呼んでいる。

国内では、数百万人
いるともいわれる団
塊の世代が一齐に退職を迎
える時期として2007年
問題が話題を呼んでいる。

一斉に労働市場から去って
いく状況は社会問題化する
だろうが、これを機に雇用
のあり方、企業のノウハウ
や技術の継承に係わる問題
等として、危機感を抱いて
いる企業も多いことが厚労
省の調査で判明した。一方
ではビジネスチャンスと捉
え同世代向けのビジネスを
打ち出す企業もある。そこ
で、管内でも同世代の割合
は大きいと考えるが、以下
町長の見解を伺う。

①管内・町内企業に勤務す
る団塊の世代の意識・ニーズ
についてどう捉えているか。
②企業が定年制度を延長し
た場合の支援措置について。
雇用の継続は町財政にも大
きな影響があると思われる
が。
③退職後、起業・開業する
人材への町独自の支援につ
いては。

職後についても、正社員、
パート、嘱託職員、就労形
態は別にしても、多くの入
が体が元気なうちは再就職
を希望している状況である。
②平成16年に「高齢者等の
雇用の安定等に関する法律」
の一部が改正となり、現在、
定年の定めをしている事業
主は、65歳までの安定した
雇用を確保するため、定年
制の引き上げや継続雇用制
度等の措置を平成25年度ま
でに段階的に講じることに
なっており、本町独自の支
援措置については、現在の
ところ考えていない。
③本町の事業所数は、平成
13年から平成16年の間に70
カ所増え、899の事業所
となり、この数全てが新規
の起業とは限らないが町の
商工会にも毎年、6、7件
の企業が会員として加入し
ていると伺っている。
また、現在は創業に向け
ていろいろな支援制度もでき
ており、開業に係る費用つ
いても、国や、道などの融
資や助成の、条件等も緩和
され、資金を調達しやすい
状況であり、本町独自の支
援は考えていない。

児童生徒の安全確保について

問 ①町内でここ3年間
の不審者等の事件、
事故の実態は。

- ②地域ボランティア等の学
校巡回や児童生徒の防犯訓
練等、安全確保の取組みは。
- ③学校における危機管理マ
ニュアルの整備状況は。
- ④効果的な安全対策を進め
ているのか。

教言長 ①町内における
不審者等出没状況は、平成
14年度は9件、平成15年度
は12件、平成16年度は15件
と増加傾向にある。

②学校だけの取組みには
限界があり、地域の協力を
制が必要不可欠である。老
人クラブや、退職校長会に
よる、巡視や、住民の方が
犬の散歩等を行いながらの
「ながらパトロール」の実施、
「子ども110番の家」の
設置や、郵便局やタクシー
ドライバーなどの協力を得
て、保護、連絡体制を築き、
安全の確保を行っている。

③毎年、学校経営案の策定
時に安全についての点検を
実施する中、検証し改善し
ている。また、危機マニユ



アルに基づき、防犯訓練や、
侵入者に対する防衛や、実
践的な非難訓練等を実施し
ている。

④事件発生情報の迅速な伝

児童生徒の問題行動等について

問 「平成15年度児童生
徒の問題行動に関す
る調査」によると、不登校
児童は減少したが、暴力行
為やいじめの件数は増加し、
凶悪な事件が各地で発生、
児童生徒の問題行動につい
て憂慮すべき状況にある。
問題行動の状況と対策につ
いて伺う。

教言長 不登校の児童生
徒は、平成14年度23人、平
成16年度6人と減少傾向に
ある。

不登校傾向の生徒には、
担任や校長・教頭、養護教
諭による家庭訪問や親との
協議により登校を促し、心
の教室相談員やカウンセラ
ーのアドバイスを受け、サ
ポート活動を実施している。
いじめ問題は、状況の把
握と分析による組織的な生

徒、防犯カメラや防犯感知
器の設置、サスマタ、催涙
スプレー、防犯ブザー、ホ
イツスル等を配備している
他、平成15年度には、安全
マップを作成、配布し情報
の提供を行っている。

徒指導の体制づくりで対応
し、未然防止と早期発見の
対策を実施している。

深夜営業の商業施設やお
祭りなどのイベントの際に
は、教職員やPTA役員に
よるパトロールを実施し、
生活安全推進協議会など関
係機関とも連携し問題行動
の抑制に努めている。

職業観の育成について

問 労働白書によると、
日本の二ト人口は
約64万人ともいわれ、若者
が社会の一員として、自分
の人生を切り開いていく力
をどう育むか、キャリア教
育をの必要性が求められて
いるが、現状を踏まえ町長、

町長 教育長の考えを伺う。
国の各省庁が、連
携し各施策の具体化を進め
ており、これら具体的な支
援策を踏まえ教育委員会や
関係機関との協議を進め対
応したい。

河川管理と洪水対策について

問 局地的集中豪雨が多
発し町内でも途別川、
旧途別川において洪水の危
機を感じ、堤防のかさ上げ、
河川敷の雑木林除去を早急
に行う様、国、道へ対策を
求めたい。

町長 これまでも、河
川管理及び洪水対策につい
ては、国及び道・町により
整備が進められてきた。今
後も、関係機関と緊密な連
携を図り、引き続き強く要
請をしたい。

子どもの権利条例について

問 近年地方自治体にお
いても、子供の権利
条例の制定がみられ、本町
でも子供と向き合う機会、
子供の権利保護等、街づく
りの一つとして条例制定を
前向きに考えては。

教言長 必要性について
十分認識した上で、これま
でジュニア教育委員会や、



条例制定市町村実態把握と
調査研究、幕別教育の日の
制定等を行ってきた。こう
した取り組みの中から、教
育委員会としては、条例の
制定についての考え方を整
理したところである。

今後は、町長部局、関係機
関・団体と協議し、条例を
制定するか否か判断したい。

いずれにしても、条例制
定の必要性や内容はもとよ
り、話し合いを深める過程
を重視することが、町民の
意識の向上と理解を深める
ことにつながる事から、引
き続き研究したい。



ホームページのバリアフリー化対策について

問 情報化社会は、私たちに様々な恩恵をもたらす事が予測される。そんな中で高齢者や障害者が情報化社会から阻害される事はあってはならない。昨年6月にウェブのアクセシビリティに関するJIS規格が制定され、自治体がホームページを作成する際、高齢者や障害者などに配慮すべき事項が具体的に示された。

アクセシビリティは、単なる音声や文字の拡大だけでなく、音声にすると誤読が生じないよう表現そのものも見直す事である。肢体不自由者への配慮も検討しなければならない。

幕別町はこれまでホームページの原稿入力から更新作業まで全て職員が行ってきた。この事は個人情報保護・情報管理の観点からも評価できるものである。今後におけるバリアフリー化も現在と同様職員によるやり方で行った方が良いと思う。職員一人ひとりのアクセシビリティに対する意識

セシビリティに対する意識変革が必要になる。

①他の自治体に負けないシステムづくりに取り組みたい。仮称「ホームページのバリアフリー化検討委員会」を設置し、今後の新規事業としてしっかりとした予算要求をし積極的に取り組むべきと思うがどう考えているのか。

②バリアフリー化対策に取り組む時に避ける事が出来ないのが、「情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインに向けた改善」である。福祉のまちづくり推進の中で「情報バリアフリー部会」を設置し、具体的な検討をした後、ユニバーサルデザインに向けた改善提案として町長に答申される方向性が必要ではないか。

町長 ①開設当初に作成したホームページについてはより利用しやすく、より見やすくするために本年4月にリニューアルを行った。リニューアルに際しては、町職員による「ホームページ

ジ検討チーム」を立ち上げ、利用者が見やすい色使いや、文字の大きさを変更できるようにすることの2つの項目を決定し、各課のホームページ作成担当者へ周知を図った。

JIS規格では、ホームページのアクセシビリティに関し規格や仕様、表示スタイルなど多岐にわたり規定しているが、本町のホームページが配慮した項目は、その一部分であり、バリアフリー化に対応するために、さらに検討を進める必要がある。

本年度、既に取り組んでいる電算統合システム整備事業の中で音声読み上げへの対応、表示スタイルの一貫性などの項目にも配慮し、バリアフリー化に対応したホームページの作成を行っている。

取り組みについては、既存の「ホームページ検討チーム」において、バリアフリー化の検討を進めていきたい。

ホームページの作成担当者に対してもアクセシビリティの向上に対する情報の

提供及び研修を行い、常に情報の受け手側の目線に立つて情報を発信するという職員の意識改革にさらに努めたい。

②企画室が事務局となり、若い職員や町民の方からアドバイザーとして参加していただき、バリアフリーを含む、ユニバーサルデザインを含めた中でホームページ

の改善に向けての委員会を設置しており、今後、福祉とかいろいろな分野の部会的な必要性、あるいは必要な予算も含めて対応を講じていく。

したがって、当面は、ホームページの改正検討委員会の中でいろいろ論議して頂き、今後の対応について判断したい。



幕別町ホームページ

アクセシビリティとは？
障害の有無や年齢などの条件に関係なく、誰でも同じようにインターネットのホームページを利用し易くすること。

農業振興公社について

問

平成14年6月に設立され、3年を経過し担い手対策、農地流動化対策、情報システム等を一体的に行い、農業振興に寄与しているところである。

その中でも情報システム化の取り組みについて十分ではないと考えらる。

農協、農業委員会、農業共済組合、農林課、土地改良課とそれぞれの持つ情報を集積し、提携を密にしていくべきである。

そのことが、農地の流動化対策、農地基盤整備計画、そして将来取り組みを密にしていかならない農地交換分合事業にとつて、基礎資料となる重要なことである。

①情報システムの情報集積の状況と今後の取り組みについて。

②関係組織、機関との提携について。

町長

①平成14年度に導入した農地地図情報システムは、農地基本台帳をはじめとする7つのシステムで構成されている。農地の基本となる、農業委員会の農



地基本台帳システムや公社が行う農地の流動化に関するシステム、担い手や認定農業者を支援する経営体育成システムについては、整備が終了しており、農地に関する相談や農地保有合理化事業を行うため、画情報として、あるいは、農地の流動化計画の策定に向けて検討するためのシステムとして活用している。

今後、災害情報を把握するためのシステムも整備され、雨や風などの農地被害に対しても活用が可能となる。

整備途中のシステムとしては、土地改良履歴管理システムがあり、現在昭和50年ころからの基盤整備情報を入力するためのデータの整備をしており、整理された次第、管理及び今後の事業計画樹立に活用したい。

幕別町農協で行っている、コントラ事業など活用可能な農作業受託支援システムについては、幕別町農協が第4次農業振興計画の中で、マップングシステムについ

ては、農業者が持つ情報を農業情報システムで集積し、その情報から農業者個々の経営、あるいは生産性の向上に向けた支援に結び付けていくことが必要であり、本年モデル地区に南勢地区と美川地区の2地区を選定し、その中で農業共済組合との連携も含めて関係機関と協議を重ねながら進めている。

重要と認識している。農業情報システムの導入により情報を一元化し、各関係機関が共有することで一体となった農業振興が図られると考える。

今後、全ての情報を関係機関が共有するにはまだ多くの課題はあるが、農業者の皆さんのご意見を賜り、情報システム全体の有効活用について関係機関と協議を重ねていきたい。



幕別町農業振興公社



野原 恵子 議員

アスベストの被害実態と 対応策について

問

今年になって、アスベスト製品を製造していたメーカーから、労働者及び周辺住民の癌による死亡や健康被害への実態が明るみになり、社会問題になってきている。

アスベストは微量でも、吸収すると肺の働きを奪ってしまふ石棉肺が起こることとは古くから知られ、欧米諸国では40年も前から問題になっている。

日本では、政府、業界が管理して使えば安全との立場に固執し、海外で使用禁止が広がっても、政府が抜本的な対策をとらなかつたため、底知れない被害を招いている。

- ① 公共施設の再点検の方向性は。
- ② 幼稚園、学校、福祉施設、町民が無差別に使用する民間施設も現状把握を行うこと。
- ③ アスベスト除去が必要な施設については対策時期を

明らかにし、対応策を講じること。

④ 相談窓口の設置、広報などによる周知徹底を図ること。

⑤ 防護策に必要な経費も含めて関係機関に働きかけること。

町長 ① 庁舎内に設置したアスベスト対策会議において、公共施設の再点検を実施することとした。

現在、既に点検作業を進めており、10月末には終了する。

② 現在、北海道が市町村に依頼し、民間施設の「アスベスト使用状況調査」を実施している。本町においても、調査中である。

調査対象は、非木造で500平方メートル以上、建築年次が昭和31年から昭和63年までの建築物となっている。

③ 過去の調査において石綿が使用されていることが判明した施設については、「石綿障害予防規則」に定められている「囲い込み」とい

う措置により対策を終えている。

現在行われている、点検調査により対策が必要と判明された場合、対策を講じたい。

④ アスベスト対策会議において、アスベストに関する情報提供など総合的な窓口は町民課、公共施設に関する問い合わせは総務課、健康相談については保健福祉センター、アスベスト使用建築物の解体や住宅建材に

関することは施設課が担当

子育て支援について

問

少子化、核家族化など、子育て環境は大きく変化し、要因も多様化、複雑化している。

子育て支援事業の拡充の要望が出されている。

従って次の点について伺う。

- ① 年齢に応じた利用日数の拡充を行うこと。
- ② 本町と札内で増設を行うこと。
- ③ 一時預かりの実施を行うこと。

町長

① 現在、札内青葉

することとした。

国においては、帯広労働基準監督署、北海道においては十勝支庁環境生活課及び帯広保健福祉事務所が相談窓口となり、専門的な情報をもって対応し連携を図りたい。

今後、広報において周知を行う予定である。

⑤ 現在、国において実態調査と健康被害に対する救済策の検討を行っており、その結果を待つて、今後の対応を進めたい。

保育所内の保育室1室を活用して、対象年齢を曜日ごと振り分け、事業を行っている。利用者の方からの事業の拡大の要望も聞いているが現在の施設の中では難しいと考えている。

平成19年度に供用開始予定で進めている、札内さかえ保育所の移転改築の中で、子育て支援センターの併設も計画しており、利用日数の増など事業の拡充を含めて検討したい。

② 本町地区においては、本

年4月より、子育て支援センター職員が月に1度保健福祉センターに向き、「遊びの広場」事業という名称で育児に関する指導及び相談など子育て支援センター事業を始め、現在6組程度の親子の方々に利用を頂いている。

また、9月からは、地域住民みんなで子育てを助け合うために「世話好き、世話焼き隊」略して「すきや隊」という町民ボランティア10名の方々の協力を頂き、健康相談、育児相談及び育児のお手伝いを行う事業を始めたところであり、子育て支援センターに代わる事業を展開したところであるため、当面は、これら事業のご利用を頂きたい。

③ 新築する札内さかえ保育所において、平成19年から実施することで計画をしている。



子どもの権利条例の策定を

問 子どもの権利条例が日本で批准され11年

が経過した。全54条からなる条例は、教育のみならず、保健、医療、福祉、文化など、子どもの人権を全ての分野にわたり、人類の英知を結集してつくられたものであり、家庭、社会、教育の場において取り組むべき課題についても述べられている。この間、学校では生徒や保護者の意見表明を保証するシステムづくりや、自治体では独自に「子どもの権利条例」をつくるなどの取り組みが進められている。子どもへの虐待や競争教育、不登校など子どもを取り巻く状況はますます厳しくなっている。子どもの権利条例がより一層、身近なものとなるよう、町民参加で「幕別町子どもの権利条例」を策定してはどうか。

教育長

平成6年に「児童の権利に関する条約」を日本が批准したにも関わらず、子どもを取り巻く環境が一向に良くならないという現実問題もあり、全国各

地で子どもの権利条例の制定に向けて動き出している」と理解している。

これまで子育て家庭や学校は地域が中心になり支えてきたが、今は、地域社会の中で子どもを見守り、育てるといふ環境は薄れ、危なくなっているという事実認識に立ち、家庭や学校、地域社会の各分野から見直し、どうすれば子どもたちを伸びやかに、健やかに育てることができるかについて、幕別町に住む方々が一緒に考えて、子どもを地域で育てる機運を盛り上げるのが大事だと考えている。そのため一つの手段として、その実態に即した条例をつくり総合的に推進していくのも、まちづくり、教育行政推進策の一環であると考えている。

条例の制定に向けては、行政主導型で作成する手法から、条例の内容はもとより、条例づくりの過程を重視し、町民や子どもたちが一緒に条約づくりに参加する、住民参加型の条

例づくりを目指すことが町民の意識の向上と理解を深めることにつながると考える。

条例制定には若干時間がかかるが、引き続き多くの方々との協力と連携のもとに進めていきたいと考える。

天下りの見直しを

問

景気低迷が長引き、雇用情勢が厳しい中、

役場を退職した管理職が、町が出資する関与団体等に再就職をしている。町内では、定年退職後、職を探す人や、毎日のように職安に通う若者もいる。長年続けられてきた、このような天下りに町民から批判の声が出ている。退職された管理職の方の再就職の在り方を見直すべきではないか。

町長

毎年退職する職員の内、数名が再就職していることについては事実であるが、国などで言われている天下りとは本質的に異なると考えている。公務員の再就職の在り方については憲法上の職業選択の自由にも関係する問題であり、権

限等を背景とした押し付け的な再就職の斡旋は、当然否定されるべきである。しかし、個人の能力を活用した再就職は、社会全体における人材の有効活用という側面もあり、否定されるものでないと考えている。本年3月末に退職した職員の中から4名の方が再就職をしているが、決して町の権限で再就職の斡旋をしたものではない。逆に相手側から、求められて就職を決めたというのが実態である。

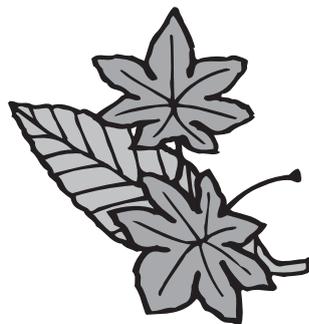
子どもの

権利条約とは？

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。

1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准し、現在、ほとんどの国が批准等をしていきます。

条約は前文と本文54条からなり、大きく分けて4つの権利（「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」）を子どもにも保障しています。



合併特例債の発行は 中長期計画に基づき慎重に

問 忠類との合併が決まり、今後の財政運用で合併特例債の発行が予定されている。合併特例債は7割が交付税で措置されるが、3割は町負担となり、発行額が増えれば住民の将来の負担となる。そのため合併を決めた道内21の自治体では、特例債の発行予定を限度額の2割から4割程度に抑えている。幕別町は今でも200億を超える借金があり、特例債の発行に当たっては、地域間格差の是正や住民サービスの維持などに限定し、中長期の財政計画を立て慎重に対応すべきである。

答 合併による歳入面での国からの支援措置、歳出面での節減効果などを勘案し、中長期の財政計画について推計している。

合併による歳入面での国からの支援措置、歳出面での節減効果などを勘案し、中長期の財政計画について推計している。

問 国が進めている増税計画は総額で20兆円を越し、特に年金生活者やサラリーマン世帯の影響が大変大きいとされている。地域経済にも深刻な影響を受けることになり、また、税額を基礎に決めている公共料金も連動して引き上がることになる。次の項目の影響額と対策について伺う。

増税計画による町民の影響は

具体的な実施計画が策定され、各事業と関係する具体的な合併特例債の活用についても、毎年、国・道との協議の上で策定する。基本となる建設計画等については、合併後において、社会・経済情勢の変化に対応し随時見直しを行う。

と見込まれる。

⑥ 影響人数は407人、税額は1,100万円と見込まれる。

⑦ 税改正により、市町村民税世帯非課税である第2段階、市町村民税本人非課税である第3段階に該当する方が「65歳以上の非課税措置の廃止」による影響を受けることになる。その影響については、第2段階から、第3段階に上がる方、第2段階から第4段階に上がる方、第3段階から第4段階に上がる方、それぞれ3%程度と予想され、被保険者全体の約1割、人数では500人程度の方に影響がでる。

増額となり、保育料の徴収基準額階層が変更になり、最高で1万4,000円から3,000円程度増額となる。

⑩ 福祉、医療関係の助成金や給付金などに影響が生じると想定されるが、具体的な算定や、適否の判断方法は制度によって一定ではなく税制改正による実態に沿った影響額を把握することは極めて難しい。

- ①** 合併特例債の上限額と発行予定額
- ②** 中長期の財政計画
- ③** 主な事業内容について

- ①** 配偶者特別控除廃止
- ②** 公的年金等控除見直し
- ③** 高齢者控除廃止
- ④** 均等割非課税廃止
- ⑤** 定率減税縮減・廃止
- ⑥** 国民健康保険税
- ⑦** 介護保険料
- ⑧** 道・町営住宅家賃
- ⑨** 保育料

- ⑩** その他税制改定による影響
- ⑪** 負担増による町の独自対策
- ⑫** 国に軽減対策を求めるべき

町長

① 上限額は平成18年度からの10年間で約68億円と試算している。

① 影響人数は約2,770人、税額は1,992万円と推計される。

① 影響人数は約2,770人、税額は1,992万円と推計される。

発行予定額は平成18年度からの10年間で67億4,000万円と推計している。

② 影響人数は約680人、税額は253万円と見込まれる。

② 影響人数は約680人、税額は253万円と見込まれる。

② 現況や過去からの推移、

③ 影響人数は約670人、税額は890万円と推計される。

③ 影響人数は約670人、税額は890万円と推計される。

④ 影響人数は約1,890人、税額は567万円と見込んでいます。

④ 影響人数は約1,890人、税額は567万円と見込んでいます。

④ 均等割非課税廃止

⑤ 影響人数は約1,890人、税額は567万円と見込んでいます。

⑤ 影響人数は約1,890人、税額は567万円と見込んでいます。

⑤ 影響人数は約9,090人、税額は6,686万円

⑤ 影響人数は約9,090人、税額は6,686万円